

早わかり!同一労働同一賃金セミナーを開催しました



本会では、令和3年9月2日(木)霞城セントラルにおいて、早わかり! 同一労働同一賃金セミナーを開催しました。今回は会場とオンライン配信の併用で開催し、合計30名の皆様にご参加いただきました。

講師には社会保険労務士法人ルート企画 代表社員 菊地仁士 氏をお招きました。まず、同一労働同一賃金の考え方、法改正のポイントについて説明がありました。そして、キーワードは『不合理ではないか?』ということ。待遇差がある場合、企業に求められるのは主観的・抽象的な説明ではなく、客観的・具体的な実態に合わせた合理的な説明である、とのお話がありました。次に、最高裁の判例を紹介し、各種手当や福利厚生等について、最高裁の判断と判決理由を確認しました。実務対応のポイントとしては、正社員と短時間・有期雇用労働者との間で仕事の内容にどのような差があるか客観的に把握するため、業務の棚卸が有効であるとの説明がありました。また、この機会に給与規程全体をもう一度見直してみることも大切、とのアドバイスもありました。

参加者からは「考え方の基本がよく分かった」、「説明を求められた時にきちんと説明できる体制を早急に整えたい」などの声がありました。

本会では、山形働き方改革推進支援センター等とも連携しながら、会員の皆様からのご相談に応じてまいります。ご不明な点がございましたら、本会にご連絡ください。



山形労働局からのお知らせです

山形県の最低賃金が下記の通り改定されることとなりました。最低賃金は、事業を営むすべての使用者とその労働者(正社員だけではなく、パートタイム労働者やアルバイト含むすべての労働者)に適用されます。

山形県最低賃金 時間額 822円 効力発生日 令和3年10月2日

事業再構築補助金についてのお知らせ(第3回公募からの主な変更点)

(1) 最低賃金枠の創設

最低賃金枠を創設し、業況が厳しく、最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上の事業者について、補助率を $3/4$ に引き上げ(通常枠は $2/3$)、他の枠に比べて採択率を優遇する。

(2) 通常枠の補助上限額の見直し

最低賃金の引上げの負担が大きい従業員数の多い事業者に配慮するため、従業員数が51人以上の場合は、補助上限を8,000万円まで引き上げる(従前は最大6,000万円)。さらに、従業員数が101人以上の場合には、補助上限を最大1億円とする。

(3) その他の運用見直し

- ① 売上高10%減少要件の対象期間を2020年10月以降から2020年4月以降に拡大。
- ② 売上高10%減少要件は、付加価値額の減少でも要件を満たすこととする。
- ③ 新たに取り組む事業の「新規性」の判定において、「過去に製造等した実績がない」を「コロナ前に製造等した実績がない」に改める。

詳細は中小企業庁のホームページをご覧ください。 <https://jigyou-saikouchiku.go.jp/>